

福生市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成27年12月24日策定

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

福生市では、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び福生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第35号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱います。番号法及び番号利用条例においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、適正に特定個人情報等を取り扱います。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱います。

(1) 法令遵守

次に掲げる特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守します。

- ・番号法
- ・番号利用条例
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）
- ・福生市個人情報保護条例（平成6年条例第41号）
- ・福生市情報セキュリティポリシー

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び番号利用条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法、番号利用条例及び福生市個人情報保護条例に基づき、福生市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずるとともに、措置内容を継続的に見直し、その改善に努めます。

3 本方針に関する問合せ先

特定個人情報の取扱いに関する御質問、苦情等に関しては、各担当に御連絡ください。